



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年6月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本モンゴル農業交流協会
- 3 代表者の氏名
竹田 恭一
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市大字東春近2917番地
- 5 定款に記載された目的

この法人はモンゴル及びアジアの発展途上国に対して農業技術移転、人材育成、人材交流に関する事業を行い、相互の国の持続可能な経済的発展に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年6月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト
- 3 代表者の氏名
有吉 徹
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字中御所215番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、こどもや子育て中の親に対して、こども支援・子育て支援に関する事業を行い、いきいきしたこども達の世界を守るために行政や地域社会と連携し、子育てを支えるネットワークと、その中心となる場づくりを進め、こどもの健全育成及び子育て環境の充実に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年6月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンバレー
- 3 代表者の氏名
高島 勝秀
- 4 主たる事務所の所在地
長野県飯田市桐林1897番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもからお年よりまでの幅広い年齢層の人々と共に、天竜川河川周辺域や野外体験学習ゾーン等の環境美化・保全・安全に関する活動を行い、もって自然と共生する豊かな地域づくりに貢献していくことを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年6月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子育て応援団ばれっと
- 3 代表者の氏名
宮尾 秀子
- 4 主たる事務所の所在地
長野県上田市秋和1110番地8
- 5 定款に記載された目的

本会は、子育て家族に対して、子育てを孤立化させないための支援に関する事業や、親子の福祉に対する事業を行い、親子の幸福に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年6月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人りんごの里
- 3 代表者の氏名
宮澤 幸子
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科4492番地29 ウインディ安曇野302
- 5 定款に記載された目的
この法人は、介護援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神の基に、地域社会に根ざした介護サービスの提供に関する事業を行い、全ての人が穏やかに暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年6月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人
市民社会創造支援センター EVAH CITY
- 3 代表者の氏名
大木 秀行
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪市末広1番6号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主に諏訪圏域（但し、これに限らない）に暮らす住民に対して、住民自らが「自立」、「参画」、「協働」を継続的に展開し活動できる環境創りを育み支援する事業を行うことで、地域コミュニティの再生及び活性化と、暮らし満足度の向上を目指す。もって、「補完性の原理」に基づき、行政、企業、住民が皆で協働し支え合う21世紀の新しい市民社会の実現を目的とする。

NPO推進チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年6月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

軽井沢ショッピングセンター

北佐久郡軽井沢町大字長倉字舟久保3459-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社タカラクリエイト
北佐久郡軽井沢町軽井沢東246
- 3 廃止前の店舗面積の合計
2,408平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止した日
平成18年5月31日

産業政策チーム

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、上田市役所において縦覧に供します。

平成18年6月12日

長野県知事 田中康夫

農業振興地域の区域の変更（統合）

(旧)

農業振興地域名	市町村名	面積 (ha)
上田農業振興地域	上田市	8,493
丸子農業振興地域	丸子町	4,188
真田農業振興地域	真田町	3,555
武石農業振興地域	武石村	1,221

(新)

農業振興地域名	市町村名	面積 (ha)
上田農業振興地域	上田市	17,457

農業政策チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月12日

長野県北安曇地方事務所長 廣田 功夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県大町合同庁舎エレベーター保守業務委託
 - (2) 役務の特質
長野県大町合同庁舎のエレベーターの保守業務（フルメンテナンス）
 - (3) 履行期間
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで

- (4) 履行場所
大町市大町1058-2
長野県大町合同庁舎
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則50分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
 - (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
 - (6) 過去に5階建て以上の建物においてエレベーターの保守管理業務委託を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
大町市大町1058-2
長野県北安曇地方事務所地域政策チーム
電話 0261(23)6500
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年6月26日 午前11時
イ 場所 長野県大町合同庁舎 301号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年6月19日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金

- 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

財産活用チーム

公告

北佐久郡北御牧村八重原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年6月12日

長野県上小地方事務所長 田中利明

理事

重任

氏名	住所
荒井 洋	東御市八重原2647番地1
荻原 義一	東御市八重原728番地
青木 稔	東御市八重原1082番地
白倉 啓	東御市八重原2058番地
堀内 英征	上田市藤原田581番地2
関 武訓	東御市八重原1548番地
鳴沢 輝雄	東御市八重原3300番地
滝沢 敏雄	東御市八重原2882番地1
滝沢 英雄	東御市八重原2994番地3
白倉 豊	東御市八重原262番地
堀内 博信	上田市藤原田226番地

監事

新任

氏名	住所
依田 喜巳男	東御市八重原2218番地
岩下 吉秀	東御市八重原1444番地
堀内 文武	上田市藤原田553番地

重任

氏名	住所
金井 茂男	東御市八重原2番地188
白倉 栄徳	東御市八重原1988番地

退任

氏名	住所
依田 元栄	東御市八重原2265番地1
柳沢 瑞夫	東御市八重原1565番地
西沢 嗣徳	上田市藤原田246番地

水と土・郷づくりチーム

公告

松本市鎖川右岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年6月12日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

理事

新任

氏名	住所
倉橋 光一	松本市大字今井2115番地1
武居 弘	松本市大字今井3592番地

重任

氏名	住所
上條 太平	松本市大字今井616番地
田中文雄	松本市大字今井2198番地
桜井 正直	松本市大字今井2380番地口
倉科 道男	松本市大字今井1069番地
武居 金寿美	松本市大字今井1758番地2

退任

氏名	住所
横山 美義	松本市大字今井1212番地
中沢 今朝良	松本市大字今井1398番地4

監事

新任

氏名	住所
山本 光春	松本市大字今井1102番地5
横山 美義	松本市大字今井1212番地
中沢 憲一	松本市大字今井2869番地1

退任

氏名	住所
倉橋 光一	松本市大字今井2115番地1
武居 弘	松本市大字今井3592番地
百瀬 直久	松本市大字今井7927番地2

水と土・郷づくりチーム

公告

上伊那郡伊那土地改良区の新規土地改良事業（いな利天地区）施行認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年6月12日

長野県上伊那地方事務所長 竹松 政博

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧の期間

平成18年6月13日から7月10日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所、上伊那郡箕輪町役場、上伊那郡南箕輪村役場

水と土・郷づくりチーム

公告

長野県中信平右岸土地改良区の新規土地改良事業（原田地区）施行認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年6月12日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し

2 縦覧の期間

平成18年6月13日から7月10日まで

3 縦覧の場所

塩尻市役所

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月12日

長野県土尻川コモンズ・砂防センター所長

山崎 賢一

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成18年度県単砂防管理に伴う保守点検業務
- (2) 業務概要 入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間 契約の日から平成19年3月20日まで
- (4) 履行場所 長野県土尻川コモンズ・砂防センター管内
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市七二会己973-1

長野県土尻川 commons・砂防センター 総務チーム

電話 026 (229) 2511

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年6月28日(水) 午前10時
イ 場所 長野県土尻川 commons・砂防センター 2階会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年6月21日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要がありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

砂防チーム

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成18年6月12日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務(2級)	平成18年9月16日(土)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
雑踏警備業務(2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 雑踏の整理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	雑踏の整理に関すること。 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

種別	定員
雑踏警備業務(2級)	30人

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話026(233)0108)に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(7) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

平成18年6月29日(木)から6月30日(金)まで(受付時間は午前9時から午後5時まで)とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成18年7月14日(金)までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 2枚

- エ 代理人が検定申請書を提出する場合には、本人からの委任状
- (3) 検定手数料
検定手数料(1万3,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

- (1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3047)に問い合わせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査(以下「審査」といいます。)を次のとおり行います。

平成18年6月12日

長野県公安委員会

1 審査の種別及び級

審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る改正前の警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の2の規定による検定(以下「旧検定」といいます。)に合格した者について、それぞれ表の右欄に掲げる種別及び級に係る審査を行います。

左 欄	右 欄
空港保安警備 1級又は2級	空港保安警備業務 2級
常駐警備 1級又は2級	施設警備業務 2級
交通誘導警備 1級又は2級	交通誘導警備業務 2級
貴重品運搬警備 1級又は2級	貴重品運搬警備業務 2級

2 実施期日

平成18年7月18日(火)及び7月19日(水)午前9時から午後4時まで

3 審査の対象者

上記1の表の左欄の1級又は2級に係る旧検定に合格した者(警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。)附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除きます。)

4 実施場所

塩尻市大字片丘字南唐沢6342番地4
長野県生涯学習推進センター

5 審査の定員

各40人
定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 申請手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 審査を受けようとする者は、(2)の審査申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話 026(233)0108)に事前申込みを行い、審査受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 事前申込みの受付期間

平成18年6月27日(火)及び6月28日(水)午前9時から午後5時までとします。

(2) 審査の申請

ア 申請の方法

審査を受けようとする者は、必要な事項を記入した審査申請書に(3)の提出書類を添付して、次のいずれかに提出してください。

(7) 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

(4) 警備員として所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

(9) 長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(長野県公安委員会が交付した規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第8条の合格証(以下「旧合格証」といいます。)を有する者で、その者の住所及びその者が警備員として所属する営業所の所在地が長野県内でないものに限りません。)

イ 申請の受付期間

平成18年7月3日(月)から7月7日(金)までの午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出書類

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 1枚

イ 旧合格証の写し

ウ 代理人が申請する場合には、本人からの委任状

エ 長野県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧合格証を有する者には、住所地を疎明する書面又は長野県内の営業所に属することを疎明する書面

(4) 審査手数料

審査手数料(4,700円)は、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 審査に必要なもの

審査を受けようとする者は、審査当日、旧合格証及び筆記用具を持参してください。

8 その他

(1) 審査申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この審査について不明な事項は、長野県警察本部生活安全

企画課(電話 026(233)0110 内線 3047)にお問い合わせください。

- (3) この審査の実施に際して収集する個人情報は、この審査のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課